



島根県報

令和元年9月17日（火）

第 3 9 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

公有水面埋立ての竣功認可 (港湾空港課) 2

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数 3

告 示**島根県告示第237号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年9月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 竣功認可の年月日

令和元年9月9日

2 竣功認可を受けた者

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 丸山 達也

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

ア A箇所

隠岐郡知夫村字来居西平1729番5から同字小棚瀬1730番6に至る間の地先公有水面

イ B箇所

隠岐郡知夫村字来居西平1729番5の地先公有水面

ウ C箇所

隠岐郡知夫村字来居西平1729番5の地先公有水面

(2) 区域

ア A箇所

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 国土地理院四等三角点大島（北緯36度01分30.2819秒、東経133度02分27.8172秒）から263度33分51秒、127.04メートルの地点

②の地点 ①の地点から59度49分29秒、20.90メートルの地点

③の地点 ②の地点から148度55分40秒、5.44メートルの地点

④の地点 ③の地点から239度41分52秒、3.43メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から149度14分42秒、29.85メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から239度53分55秒、17.88メートルの地点

イ B箇所

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 国土地理院四等三角点大島（北緯36度01分30.2819秒、東経133度02分27.8172秒）から246度26分11秒、95.90メートルの地点

②の地点 ①の地点から59度49分41秒、1.51メートルの地点

③の地点 ②の地点から149度52分19秒、3.24メートルの地点

④の地点 ③の地点から59度50分53秒、13.77メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から150度39分14秒、1.88メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から239度46分13秒、15.26メートルの地点

ウ C箇所

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 国土地理院四等三角点大島（北緯36度01分30.2819秒、東経133度02分27.8172秒）から238度34分08秒、95.29メートルの地点

②の地点 ①の地点から59度58分56秒、15.29メートルの地点

③の地点 ②の地点から149度36分57秒、4.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から239度55分22秒、13.71メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から149度55分56秒、3.25メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から240度01分54秒、1.59メートルの地点

(3) 面積

743.36平方メートル

4 免許の年月日及び番号

平成28年 8 月 15 日 指令港第228号

5 縦覧場所

知夫村役場

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和元年 9 月 17 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数	11,416
2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	161,795
3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	
松江選挙区	56,144
浜田選挙区	15,215
出雲選挙区	47,451
益田選挙区	13,093
大田選挙区	9,850
安来選挙区	10,939
江津選挙区	6,654

雲南・飯石選挙区	12,289
仁多選挙区	3,669
邑智選挙区	5,359
鹿足選挙区	3,932
隠岐選挙区	5,666

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
- 161,795